

お互いさまと思える茨木に!  
生活者の視点を政治に!



### あびこ浩子連絡先

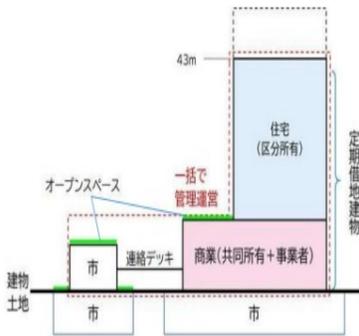
電話・FAX 072(655)8460 (留守時はメッセージをお願いいたします。)

Email: contact@hiroko-abiko.jp

https://hiroko-abiko.jp



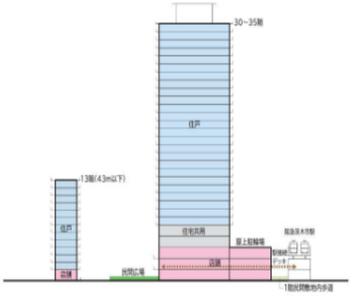
#### 市提案:敷地売却(定期借地建物)



#### マンション敷地売却事業

#### 自主建替え案

[ソシオ権利者提供]



#### マンション建替え事業

## 阪急茨木市駅西口整備について

～茨木市の提案～

阪急茨木市駅西口整備の直近の経過です。

- 令和5年5月16日 ソシオ茨木建替え推進委員会  
⇒市から敷地売却事業について提案、従前の床価格で取得できる床面積の割合を提示
- 令和5年6月1日・2日 ソシオ権利者説明会  
⇒事業パートナーよりソシオ権利者に対して自主建替え案について説明。市の提案も紹介
- 令和5年6月16日 市からの文書発出  
⇒市からの敷地売却事業の提案について想定買受額を含め、改めて提案する旨の文書
- 令和5年6月27日 ソシオ管理組合総会  
⇒マンション建替え等円滑法に基づく自主建替えについて、茨木市からの提案と並行しながら推進することで承認可決

#### (令和5年6月27日 ソシオ管理組合総会 決議文全文)

平成26年12月7日の臨時総会において、都市再開発に基づく市街地再開発事業による建替え推進が令和5年6月1日及び2日開催のソシオ茨木建替え事業計画説明会の内容を踏まえ、建替え事業手法は市街地再開発事業ではなく、マンション建替え等の円滑化に関する自主建替えとすることについて承認を求めます。また、同議案を承認される場合におきましては、下記の付帯決議事項についても併せて集会の承認を求めます。<付帯決議事項>①建築計画と事業手法は阪急阪神不動産、大林組からの提案を基本とすること。②事業手法は、市から提案されたマンション建替え等の円滑化に関する法律に基づく敷地売却事業に関しても、適宜、市と情報を共有しながら検討すること③事業パートナー2社を事業協力者(阪急阪神不動産は参加組合員予定、大林組は設計施工の優先交渉者)として位置付ける協定を締結すること。

毎週火曜日・木曜日JR茨木駅西口下、水曜城南茨木駅東口、金曜日阪急茨木市駅東口南側でご挨拶と「週刊通信」を配布させていただいていますが、**今年度は副議長職との兼ね合いでなかなかいけない状況です。**お会い出来たらお声をかけていただけたら嬉しいです!「あびこ浩子ゆめ・みらい通信」は定例議会報告版と週刊通信版があります。過去のものHPで読むことができます。是非ご覧ください。議会報告版を郵送で購読いただける方は電話・FAX・メールでお知らせ頂けましたら、お送りいたします(無料)。ご連絡お待ちしております。



《議会報告版》発行日:2023年10月

編集・発行/あびこ浩子

茨木市議会議員(無所属)

# あびこ浩子 ゆめ・みらい通信

Facebook:あびこ浩子 | WEBサイト:https://hiroko-abiko.jp

Email: contact@hiroko-abiko.jp



## 2023年9月議会が終わりました。



みなさま、いつもお世話になっております。あびこ浩子です。

9月議会が終わりました。一般会計補正予算と令和4年度決算認定が議題とされました。令和4年度決算は全会計が黒字となり認定されました。今年度は副議長職を仰せつかっておりますので、本会議で議長席に座ることもあり、本会議質疑はできません。毎回議長とバトンタッチして議長席に座るときはかなり緊張しています。質疑には持ち時間制限がありますから、時計とにらめっこしながら、また、質問内容の答弁に漏れがないかどうかと神経をとがらせながら、議長席に座っています。(痩せる思いですが、実際には変化なし!笑)

11月26日(日)に「おにクル」のオープニング式典が開催されます。皆様どうぞ、見学にお越しくださいませ。

### 「あびこ浩子市政報告会」のご案内

- 第1回 10月23日(月) 19:00 東コミュニティセンター
- 第2回 10月28日(土) 10:00 彩都西コミュニティセンター
- 第3回 10月30日(月) 19:00 茨木公民館 <初開催!!>
- 第4回 10月31日(火) 19:00 総持寺ミカン屋
- 第5回 11月1日(水) 19:00 沢良宜いのち愛ゆめセンター
- 第6回 11月2日(木) 19:00 中津コミュニティセンター
- 第7回 11月3日(金) 14:00 耳原自治会館
- 第8回 11月3日(金) 19:00 穂積コミュニティセンター

### 令和6年(2024年)茨木市二十歳のつどい

日時:令和6年1月8日(月・祝) 場所:おにクル大ホール  
午前の部 10時~11時  
養精・西陵・平田・西・東・東雲  
午後の部 13時~14時  
南・三島・北稜・北・豊川・天王・太田・彩都西

#### 【あびこ浩子プロフィール】

◆ 玉櫛小・南中卒業/1980大阪府立千里高校卒業/1984関西大学文学部卒業/2008大阪市立大学大学院創造都市研究科共生社会研究分野修士課程修了/大学時代銭原キャンパスでカウンセラーとして活動

◆ 1984高槻市立第7中学校教諭/1987茨木市立三島中学校へ転任1990退職/2000沢池幼稚園PTA会長/2002穂積小PTA会長/2006茨木市PTA協議会会長/2004NPO法人Chacha-House代表理事/2006穂積小校区青少年健全育成運動協議会会長/2006NPO法人子育て広場全国連絡協議会理事/2011穂積地区自主防災会会長/2012穂積地区福祉委員会副委員長/2020穂積地区福祉委員会顧問

◆ 2008・4茨木市議会議員補欠選挙で初当選/2009・1選挙2期目当選/2013・1選挙3期目当選/2017・1選挙4期目当選/2021・1選挙5期目当選

◆ 穂積地区在住

あびこ浩子  
ゆめ・みらい通信

## 2023年9月定例議会報告

ネット中継・過去の動画も茨木市HP(茨木市議会)でご覧いただけます。



今年度は茨木市議会副議長、総務常任委員会、都市計画審議会の委員として活動しています。本会議時に議長の代わりに議長席に座っていることがあります。

### ペット防災について

～「同行避難の原則」とは～

令和4年11月1日に宝塚市におきまして、大規模災害に備えてペットを連れてゴルフ場に避難する避難訓練が実施されたというニュースがありました。コロナ禍以降、ご自宅でペットを飼う方が増えているというニュースもあり、本市で大きな災害が起こった場合、ペットの避難についてはどのような体制で対応できるのかを尋ねました。

東日本大震災の時に、いったん避難された方が、再び自宅にペットを連れ戻って津波に巻き込まれ死亡する事例や、2016年の熊本地震では、避難所にペットを連れて行くのをためらった飼い主の多くが車中泊を選び、エコノミークラス症候群や熱中症対策が問題となりました。

環境省は2013年に「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定しました。この中で「ペット同行避難の原則」が示されています。

「同行避難」と「同伴避難」には違いがあります。「同行避難」は災害発生時に飼い主が飼養しているペットを同行し、指定避難所等まで避難すること、避難所への避難後にペットと同じ空間で飼養管理する状態を意味するものではないとされています。「同伴避難」は、本市では避難所において飼い主と同じ居住スペースに連れ込むことと定義しています。つまり「ペット同行避難の原則」では避難所において、人のスペースとは別にペット飼育スペース等を設定します。その設定には自主防災組織が主体となり取り組んでいただいている小学校区単位の地域版避難所運営マニュアルの作成事業で、検討されています。

避難所でペットを受け入れた場合、様々な人が集まり共同生活を送る避難所では、動物が苦手な人やアレルギーを持っている人等への配慮が必要であり、「鳴き声」や「臭い」「毛の飛散」「糞尿の処理」など衛生面でのトラブルも想定

されます。そのためペットの飼育スペースと人が生活するスペースとを分ける必要性が出てくること、飼い主が責任をもって飼養するというところへの理解が必要

です。避難所で支給される水や食料については、基本避難した人への物です。日頃から災害時に備えペットのためのペットフードや水の備蓄をしておくことや、ゲージやキャリーバッグに慣れていることも必要になります。ペットの躰や予防接種等の健康管理もおこなっておくことが重要です。

他市の取り組みとして、東京都立川市の「ペット防災手帳」千葉県柏市の「HPへのペット同行避難所情報掲載」、兵庫県宝塚市の「ペットと飼い主がともに避難生活を送れるゴルフ場との協定」について、検討いただけないかと尋ねました。他市事例について、情報を集め研究検討していくとのことでした。

本市においても、ゴルフ場はいくつかあり、広い敷地内でペットと飼い主とが気兼ねなく避難できる場所として、協定が結ばれたら安心できるのではないかと考えています。なお、一般社団法人茨木カンツリー倶楽部さまとは、「広域避難地としての施設使用に関する基本協定」を交わしており、地震後に発生する市街地火災からの市民の避難場所として確保しているとのことです。<宝塚市ペット同伴避難訓練の様子>

宝塚高原ゴルフ倶楽部



第43号

### 令和4年度決算認定について

9月議会では令和4年度の決算認定が行われました。一般会計、特別会計（財産区・国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険）すべてにおいて、黒字となり認定されました。

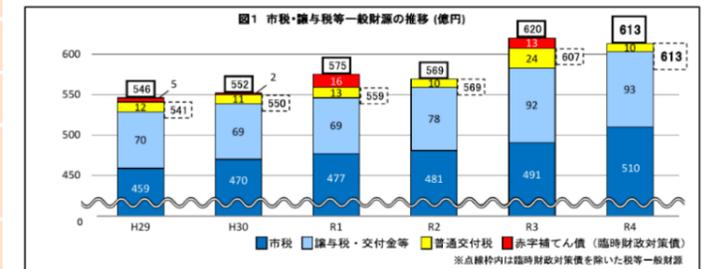
《一般会計+特別会計=総会計》

歳入	1749億7942万2千円
歳出	1654億4587万6千円
収支	95億3354万6千円
翌年度への繰り越し財源	18億3004万円
実質収支	77億350万6千円

### 一般会計決算について

歳入決算額1154.9億円、歳出決算額1126.8億円、形式収支28.1億円、繰越財源18.3億円、実質収支9.8億円（うち財政調整基金への積立額4.9億円）

市税収入等の状況ですが、令和4年度は固定資産税や個人市民税等の増収により、市税収入が19億円増の510億円となって一方で普通交付税が減額となりました。



### 季節性インフルエンザへの対応について

季節性インフルエンザにかかるると重症化リスクのある高齢者への季節性インフルエンザワクチン予防接種の費用を無償化します。（事業費8865万2千円）  
<期間>連絡5年10月1日～令和6年1月31日

<対象>65歳以上の市民、60歳以上の茨木市民で、心臓、腎臓または呼吸器機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する人及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人(ただし、これらに該当する身体障害者手帳1級の確認が必要です)

### 保健医療センターでの発熱外来の実施

日曜・休日等の外来対応での医療体制を確保するため、保健医療センター附属急病診療所において発熱外来を実施します。実施に当たり、感染対策を講じる診療室の改修や屋外待機所を設置する経費等、運営に係る指定管理料を措置します（事業費1977万4千円）

<実施>令和5年9月3日以降の日・休日等（年末年始含む）

<診療時間>午前10時～正午・午後1時～5時

### BIGMOTOR茨木店周辺の街路樹の枯れ木について

7月25日に茨木店（高浜町）周辺の街路樹を確認したところ、枯れ木及び伐採が確認されました。

店舗東側：桜3本伐採済み（うち1本はR2年市で伐採）

店舗南側：カシ6本（枯れ死）周辺低木も枯れる

枯れ木の対応について、国や大阪府と情報を共有し、対応について協議を進めているところです。

現時点につきましては、その結果を踏まえ警察への被害届の提出等今後の対応について検討していきます。

